

○石川県警察通信指令技能検定実施要綱の全部改正について

平成26年6月18日通指甲達第1013号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成23年5月19日付け通指甲達第13号、地甲達第54号、務甲達第38号
「石川県警察通信指令技能検定実施要綱の一部改正について（通達）」

石川県警察通信指令技能検定については、対号により実施してきたところであるが、この度、検定制度の見直しを図り、「石川県警察通信指令技能検定実施要綱」を別添のとおり全部改正し、平成26年7月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は平成26年7月1日をもって廃止する。

別添

石川県警察通信指令技能検定実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察官の通信指令業務に関する技能（以下「通信指令技能」という。）の向上による職務執行の強化を図るため、通信指令技能についての検定（以下「技能検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会の設置

石川県警察本部に、石川県警察通信指令技能検定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3 委員会の任務

委員会は、技能検定の実施に関し必要な事項を定め、合格者を決定する。

第4 委員会の構成等

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長には生活安全部長を、副委員長には生活安全部首席参事官及び生活安全部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）を、委員には通信指令課次席、通信指令課企画指導補佐及び通信指令官をもって充てる。
- 3 委員会は、技能検定の実施について必要があるときは、委員以外の職員に補佐させることができる。
- 4 委員会の庶務は、生活安全部通信指令課（以下「通信指令課」という。）において処理する。

第5 技能検定の級位

技能検定の級位は、初級、中級及び上級とする。

第6 技能検定の実施等

- 1 技能検定の級位の知識及び技能に関する基準、実施細目及び合格基準等は、技能検定実施基準（別表）のとおりとする。
- 2 技能検定の実施については、委員会において決定し別途指示する。
- 3 技能検定は、学科試験及び実技試験により行うものとする。
- 4 実技試験は、学科試験に合格した者について行うものとする。

第7 技能検定の受験資格

- 1 技能検定の受験資格は、警部補以下の階級にある警察官とし、次に定める各級位の区分によるものとする。
- 2 初級
第5に定める技能検定の級位を有しない者
- 3 中級
 - (1) 初級取得後1年以上を経過した者
 - (2) 通信指令専科修了者
 - (3) 通信指令課で1年以上勤務したことがある者
- 4 上級

中級取得後2年以上を経過した者

第8 技能検定の受験手続

所属長は、所属の警察官に技能検定を受験させるときは、通信指令技能検定受験申請書（別記様式第1号）により、通信指令課長を経由して委員長に申請するものとする。

第9 実施結果の報告

委員長は、技能検定を実施したときは、その結果を石川県警察本部長に報告するものとする。

第10 合格証書の交付等

- 1 委員長は、技能検定に合格した者について、所属長に合格通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。
- 2 委員長は、中級及び上級技能検定に合格した者について、通信指令技能検定合格証書（別記様式第3号）を交付するものとする。
- 3 通信指令課長は、警務部警務課長に依頼し、合格者の情報を石川県警察人事管理システムに登録するとともに、通信指令技能検定合格者管理台帳（別記様式第4号）により、管理するものとする。

第11 特例

- 1 委員会は、警察署の通信指令を2年以上経験し、所属長が推薦する者について、中級技能検定の実技試験を免除することができる。
- 2 委員会は、中級又は上級の技能検定合格基準と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者について、技能検定試験を免除し、各級の通信指令技能検定合格証書を交付することができる。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

別表（略）

別記様式（略）